

広島市告示第 8 1 号
令和 8 年 2 月 2 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 9 条第 3 項の規定により、自転車等放置規制区域を次のとおり変更しますので、同条第 4 項の規定により告示します。

なお、区域図については、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課、広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 変更する自転車等放置規制区域の名称及び変更年月日

名 称	変更年月日
西広島駅周辺自転車等放置規制区域	令和 8 年 4 月 1 日

2 西広島駅周辺自転車等放置規制区域の区域図

別図のとおり